

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

福岡市長

公表日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法及び福岡市介護保険条例、福岡市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例等の規定に基づき、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、要介護(要支援)認定、給付、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)に関する事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更の届出 ②第1号及び第2号被保険者の被保険者証交付(再交付)の申請、交付 ③保険料の賦課、通知 ④保険料の収納 ⑤保険料の減免、徴収猶予等の申請、決定 ⑥保険料滞納者に係る支払い方法の変更、支払いの一時差止、給付額減額 ⑦要介護(要支援)の新規認定、認定更新、区分変更の申請、決定 ⑧介護保険(介護予防)居宅介護福祉用具購入費支給申請、決定 ⑨介護保険(介護予防)居宅介護住宅改修費支給申請、決定 ⑩居宅(介護予防)サービス計画届出の登録 ⑪利用者負担割合の決定 ⑫負担限度額認定や各種減免認定の申請、認定決定、認定証の交付 ⑬高額介護(介護予防)サービス費支給申請、支給決定 ⑭高額医療合算介護(介護予防)サービス費支給申請、支給決定 ⑮情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携(照会・提供)を行うため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバに保有・管理を行う。 ⑯総合事業利用届出(介護予防ケアマネジメント作成依頼届、基本チェックリスト等)の登録及び判定 ⑰事業対象者(総合事業)の資格管理 ⑱総合事業高額介護予防サービス費相当事業の支給申請、支給決定 ⑲総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給申請、支給決定 ⑳保険者事務共同処理業務</p> <p>⑭及び⑲の事務に個人番号を利用し、本市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 ※本市では、⑳について、福岡県国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「個人番号異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供する。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システム(保健福祉総合システム) ・認定審査会支援システム ・統合宛名システム ・中間サーバ ・伝送通信ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項別表第一の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、16の2、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の2、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条の2、第59条の3 <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の93、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局 高齢社会部 介護福祉課
②所属長	中藺 泰浩
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 総務企画局 行政部 情報公開室 TEL:092-711-4129 FAX:092-733-5619
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 保健福祉局 高齢社会部 介護福祉課 TEL:092-733-5452 FAX:092-726-3328

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月14日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月14日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月8日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項	事後	番号法別表第二の改正に伴う追記であり、重要な変更該当する項目ではなく、事前の提出・公表が義務付けられない。
	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(※追加記載)	⑯総合事業利用届出(介護予防ケアマネジメント作成依頼届、基本チェックリスト等)の登録及び判定 ⑰事業対象者(総合事業)の資格管理 ⑱総合事業高額介護予防サービス費相当事業の支給申請、支給決定 ⑲総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給申請、支給決定 ⑳保険者事務共同処理業務 ⑭及び⑲の事務に個人番号を利用し、本市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 ※本市では、⑳について、福岡県国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「個人番号異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供する。	事前	①重要な変更(特定個人情報を取り扱う事務及び委託先の追加に伴う追記)
	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、16の2、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、119の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の2、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条の2、第59条の3	事後	番号法別表第二の主務省令の改正に伴う追記であり、重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。